

加入者各位（写：事業所ご担当各位）
（WEB掲載）

2024年10月25日
川崎汽船健康保険組合

マイナ保険証の利用登録解除申請について

従来よりお知らせの通り2024（令和6）年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することとなります。（**利用登録にかかわらず、現行健康保険証は2025年12月1日まで使用できます。**）

他方で、マイナ保険証の利用登録解除（健康保険資格情報等のマイナンバーカードとの情報連携解除）は、本人よりの申請に基づき、加入保険者（健康保険組合）が、政府中間サーバーに対し、手続きを行うことになっております。この度、10月28日より、政府中間サーバーへの登録解除手続手順が確立される予定となりましたので、同日より添付申告書にて利用登録解除を受け付けることと致します。

申告される際には、以下をご了解の上、申告書を作成・提出願います。

- ① 実際の利用登録解除は、当健保による**申請書受理日の翌月末**となります。
- ② 利用登録解除の確認は、申請者本人がマイナポータル（「健康保険証の利用登録の申込状況」）にて行うこととなります。（健康保険組合は、申請者に対する登録解除連絡はしません。）
- ③ 一旦提出された申請（申請書）は、**撤回・取り消し不可**です。撤回・取り消したい場合は、申請者自身が、登録解除後、再度利用登録を行うこととなります。
- ④ 利用登録解除申請者には、登録解除後に健康保険適用を受ける為に『資格確認書』が交付されますが、以下の方は、交付対象外となります。
 - **有効な現行保険証（2025年12月1日迄は有効です）をお持ちの方**
 - **（2024年12月2日以降対象者に交付される）資格確認書をお持ちの方**
- ⑤ その他、利用解除申請書上に記載されている留意等事項。

添付）「マイナンバーカードの健康保険利用登録の解除申請書」

以 上